

税務訴訟資料 第261号-104 (順号11694)

高松高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告受理申立て事件  
国側当事者・国、今治税務署長

平成23年5月31日却下・確定(上告審係属中)

(第一審・松山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年4月20日判決、本資料260号-67・順号11423)

(控訴審・高松高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月4日判決、本資料261号-41・順号11631)

決 定

申立人 甲  
相手方 国  
同代表者法務大臣 江田 五月  
相手方 今治税務署長 堂崎 繁幸

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状兼上告受理申立書には上告受理申立ての理由の記載がなく、また、申立人が平成23年4月7日上告受理申立て通知書の送達を受けたこと、申立人は前記上告受理申立て通知書の送達を受けた日から法定の期間内に上告受理申立ての理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告受理申立ての理由書を提出していないことが明らかである。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号前段、315条1項、民事訴訟規則199条2項、194条に従い本件上告受理申立てを却下し、上告受理申立ての費用の負担につき同法67条1項本文、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成23年5月31日

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官 小野 洋一

裁判官 池町 知佐子

裁判官 金澤 秀樹